

事務連絡
令和2年5月21日

各市町保育所・認定こども園担当部(局)長様

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長

「緊急事態宣言」解除後の保育所等の対応について

令和2年5月21日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されましたが、引き続き感染防止対策を行う必要があることから、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針」が別添のとおり改定されました。

保育所等における対応方針については下記のとおりとされたので、変更はありませんので、引き続き下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

なお、この度の対応方針の実施期間は、令和2年5月22日～令和2年5月31日です。今後の感染状況及び医療提供体制等を踏まえ、見直しが検討されます。

記

- 1 感染防止対策を厳重に徹底した上で、原則として、保育サービス等の事業の継続を要請
- 2 利用者には、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛
- 3 保育所・認定こども園においては、電話での育児・健康相談等を実施する等在宅での保育の支援を要請

(担当) こども政策課 茅嶋 今村
電話：078-362-3215
FAX：078-362-3011

(電子メール施行)
こ 第 1 1 2 2 号
令和 2 年 5 月 2 1 日

各健康福祉事務所長 様

健康福祉部少子高齢局こども政策課長

「緊急事態宣言」解除後の認可外保育施設の対応について

令和 2 年 5 月 21 日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されましたが、引き続き感染防止対策を行う必要があることから、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が別添のとおり改定されました。

保育所等における対処方針については下記のとおりとされたので、認可外保育施設においても保育所等の対処方針に準じ対応することとしますので、貴職管内の認可外保育施設に対し要請をいただくようお願いします。

なお、この度の対処方針の実施期間は、令和 2 年 5 月 22 日～令和 2 年 5 月 31 日です。今後の感染状況及び医療提供体制等を踏まえ、見直しが検討されます。

記

(保育所・放課後児童クラブに対する対処方針)

- 1 感染防止対策を嚴重に徹底した上で、原則として、保育サービス等の事業の継続を要請
- 2 利用者には、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛
- 3 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育の支援を要請

(担当) こども政策課 茅嶋 木下 電話：078-362-3215 FAX：078-362-3011
--